

No.4

奇数月1日発行

平成25年7月

広報さーくる

内容

- ・保健所より（ディケア・オアシス含）
- ・研修報告
- ・今月のインタビュー
- ・お知らせ
- ・編集後記

船橋市健康福祉局保健所
保健予防課より

相談総合支援

『さーくる』と保健所の連携

市役所には、相談をする窓口が複雑に混在しています。市民の方が何をどのように相談したらよいかわからないときの「道標」になることができる窓口が「さーくる」だと思います。

船橋保健所では、健康に関する相談で病気の治療や生活の相談等の社会や環境を取り込むような相談から個人的な悩みまで幅広い相談を受け付けています。船橋市の相談の特色は、職員が親身になって対応しながら結論を導けるようそれぞれの部署が心掛けているところだと思います。

新しい相談窓口との連携は、相談者の本当に必要な部分とどうしても相談を聞き出せない部分をお互いに協力しながら見つけていくことが大切だと思います。

今は、特別に大きな問題が生じていないので細かい連携を築いていくのに会議等が必要ですが、今後は、気軽に話ができる「相談機関」をお互いが目指すことが、相談を円滑に処理していく秘訣ではないでしょうか。

保健所ディケアクラブ（ハッピーフライデークラブ）

市内に居住する、在宅で精神科に通院している精神障害者の方を対象に行っているグループ活動です。

実施日 毎月第1～第4金曜日（原則として）

時間 午前開始の時 10時～13時 午後開始の時 13時30分～16時

内容 料理、作品作り、スポーツ、レクリエーション等

参加について 事前に登録が必要。参加費は基本的に無料。（交通費は自己負担）

お問い合わせ 保健所保健予防課 TEL047-431-4191

☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～ ☆ ～

6/14に参加させていただきました。この日は体育館で、バレーや、三角ベースボール、バドミントン等て汗をかきました。適度に体を動かし、心地よい疲労感を感じて、楽しいひと時でした。皆様、温かく迎えて下さり、ありがとうございました。またお邪魔したいです♪



写真↑

作品ステンシル

情報の共有は、とても難しい事ですが、IT時代と言われて久しい此の頃、「国民番号制度」のような福祉の一括処理を含めた方法を模索していきながら「どこで相談しても結論が得られ解決の糸口が解け、より早く制度の活用ができる仕組み」を相談に合わせ研究していくことも私たち行政の仕事だと思っています。

「緊張が解ける相談」ができる真実が語れる窓口を目指して今後も連携が取れるよう努力していきたいと思えますので、半年後の成果を発表していただき参考になればと大きな期待を「さーくる」には、望んでいます。

船橋市地域活動支援センターオアシス

市内に居住する精神障害者の方の日常生活の支援、日常的な相談への対応や交流活動を行い、精神障害者の方の社会復帰と自立と社会参加の促進を図ります。

対象者 症状が回復途上にあり、精神科病院等において通院により治療を受けている方。

内容 相談事業 ①指定相談支援事業：ケアプラン作成、サービス機関との調整等）、②一般相談：電話、来所での日常生活の相談

活動 生産活動、創作的活動、フリースペースの提供、当事者活動支援、社会交流、精神保健福祉ボランティア育成、実習生受け入れ、生活相談及び個別支援。

利用日時 （月～金曜日）10時～18時 （日曜日）10時～16時

参加について 利用には書類提出や登録が必要。詳しくはセンターへお問い合わせください。参加費については無料（交通費は自己負担）

お問合せ 船橋地域活動支援センターオアシス TEL047-423-3126

報告

関係機関の皆様、貴重なお時間をありがとうございました。

平成25年6月15日(土) ～西部公民館にて～
平成25年度 第1回地域連絡調整会議（西部）のご報告

平成24年度の実績及び本事業の活動内容のご報告を目的に、地域連絡調整会議を開催させていただきました。今回は本中山地区等の西部地区にて、民生委員等の皆様にご参加いただき、実績報告の他にパネルディスカッションという形で、実際の事例を用いて、連携させていただいている西部地域包括支援センターや相談支援事業所にパネラーとしてご協力をいただきながら、専門機関の関わりや、さーくるとの連携などについてお話させていただきました。今後も市内の各ブロックでの開催を予定し、ご報告させていただきますので、今後とも宜しくお願い致します。



平成25年6月16日(日) ～和洋女子大学にて（主催：障害者差別をなくす法律・条例を考えるフォーラム実行委員会）
～障害差別をなくす法律・条例を考えるフォーラム2013のご報告

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）山崎史郎氏より、「障害者差別解消法案」について、基調講演。そして、シンポジウム①として、「これまで～障害者差別をなくす条例の成果と課題」について、北海道、岩手県、熊本県、さいたま市、そして千葉県より、報告をいただきました。シンポジウム②では、「これから～障害者差別解消法と条例への期待」とし、会場から、当事者や家族が発言しました。この法律は、「差別」を処罰するのではなく、共に暮らしやすい地域づくりを展開していくことが期待されています。千葉県では、県内各地でのタウンミーティングと各団体へのヒアリングを経て、平成18年、全国に先駆けて、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例」を施行しています。障害に対する偏見や誤解のために、社会生活の様々な場面で不利益を余儀なくされている実態を解消するために取り組んでいく、画期的なものであります。この障害者差別を解消する法律が制定、施行されることで、誰もが共に暮らすために権利が擁護され、安心して生活ができる地域となることに期待し、船橋市でも、われわれ「さーくる」が市民一人一人の権利侵害が解消されるような相談支援を期待されていることを改めて、感じました。



